

平成22年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
(企画総務局)

- 1 監査意見公表年月日  
平成23年2月7日(広島市監査公表第7号)
- 2 包括外部監査人  
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成25年3月27日(広人福第10018号)
- 4 監査のテーマ  
市有財産の有効活用について
- 5 監査の意見及び対応の内容

低利活用の庁舎、施設について 広島市東京会館 (所管課：企画総務局人事部福利課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>東京会館は広島市が所有しているが、その管理運営は互助会が行っている。互助会は東京会館を無償で借り上げているものの、平成8年度からは毎年利用料収入が管理費等を下回り損失が生じている。この損失額は広島市と互助会との契約書では原則として広島市が負担することになっている。しかし、この契約の例外条項に基づき損失額は互助会が負担している。このため、東京会館運営により広島市が資金負担をしていることはないものの、地下鉄有楽町線麴町駅から徒歩3分程度という極めて立地条件が良い広島市の所有地が、広島市のために有効に利用されていると言えない状態になっている。</p> <p>この東京会館の有効活用に関しては、平成20年度決算特別委員会でも質疑があり、担当者からは新幹線や飛行機とセットにしたパックの販売や、職員に対し利用を積極的に呼びかけており、利用促進を図っているとの答弁が行われているが、今日の東京出張の多くは日帰りであるため、広島市の業務に関連した広島市職員の利用促進を期待すること自体が困難と思われる。</p> <p>また、東京都千代田区には広島市東京事務所(借上面積112.4㎡)があり、この事務所運営のため月額85万円以上の賃料の支払いを行っている。東京会館の7階部分(約150㎡)は、改装することにより事務所として利用することが可能と思われる。互助会の損失負担を解消し広島市の財政改善に貢献するためには、この広島市東京事務所を東京会館の一部に移転するなどを検討し、それでも困難である場合には、最終的には、東京会館の売却等を検討することが必要と考える。</p>	<p>平成23年度の事務・事業の見直し以降検討した結果、職員の出張回数の減少等により、宿泊料だけでは運営に係る経費を賄うことはできず、市が東京に宿泊施設を保有する必要性は低いこと、また、東京会館の一部を広島市東京事務所として利用するためには、建築基準法の耐震基準を満たす改修工事が必要となり、多額の経費を要することから、東京会館を廃止することとし、平成24年度末に売却した。</p>

平成 20 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
( 都 市 整 備 局 )

- 1 監査意見公表年月日  
平成 21 年 2 月 5 日 ( 広島市監査公表第 1 号 )
- 2 包括外部監査人  
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成 25 年 3 月 27 日 ( 広緑公第 10045 号 )
- 4 監査のテーマ  
広島市の施設管理について
- 5 監査の意見及び対応の内容

費用対効果計算の結果	
(1) 東千田公園 (所管課：都市整備局緑化推進部公園整備課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>東千田公園の土地約 3ha のうち、0.9ha は無償で国から譲渡されている。小規模公園費用対効果分析マニュアルでは、「用地費として、一部を無償で取得した場合には、周辺の公示地価 (住宅地) に公園面積をかけた値を用地費とみなし、その値を用地取得年次に記入する。これは、無償で取得した土地であっても、それを他の用途向けに売却することにより得たかもしれない利益を失ったという意味で、「機会費用」が発生しているという考え方による。」とされ、無償譲渡された土地も計算の対象となっているが、市の行った費用対効果 (以下「B/C」という。) には計算の対象とされていない。</p> <p>無償譲渡された土地を入れて計算すると、無償譲渡された土地の用地費は約 48 億 2,700 万円 (計算：市の用地取得費 119 億 8,400 万円 ÷ 有償取得面積 2 万 1,726.92 m<sup>2</sup> × 無償取得面積 8,752.10 m<sup>2</sup> = 48 億 2,700 万円)、残存価額は約 8 億 9,300 万円で、費用が 39 億 3,400 万円追加になり、B/C は 1.41 になる。結果的に、B/C は 1 より大きくなるが、計算結果の妥当性に関して計算担当者以外の者がチェックする、あるいは上司が確認する等の手続があれば、このようなミスは防ぐことができたと思われる。東千田公園の B/C は、広島市公共事業 (建設関係局所管) 評価監視委員会での事業の再評価の資料とされたものであるが、それ以外にも公園の B/C は国土交通省の補助金を得る事業として採択を受けるための資料となっており、判断を誤らないために正確に作成することが要求される。B/C 計算の正確性を担保するために、内部チェック体制を見直していく必要がある。</p>	<p>公園に係る B/C 計算については、平成 21 年 2 月に直ちに見直しを行い、計算書に検算者及び照合者の確認欄を備えた決裁欄を設けることで、内部チェック体制を強化し、再発防止を図った。</p>

(2) 出島東公園（未整備）（所管課：都市整備局緑化推進部公園整備課）

監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>公園用地として平成11年度から平成17年度に取得した土地は、少なくとも整備計画のない平成22年度までは、未利用の行政財産となる。当初の計画であれば、平成18年度に開設できた公園を、広島市公共事業見直し委員会の意見を受けた結果、そのような計画に変更されたのであるが、20億400万円かけて取得した土地（しかも9億3,400万円の起債をしている。）を長期にわたり未利用のまま放置することは、機会損失が大きい。広島市の平均公債利率2.2%を利用して平成18年度から平成22年度までの未利用期間に係る資本コストを計算すると、約1億7,600万円（平均公債利率2.2%×用地取得費20億400万円×4年）になる。</p> <p>また、それなりの規模の土地が空き地として放置されていること自体、周辺の景観や生活環境を悪化させる要因になると思われる。</p> <p>広島市では、整備の延長の理由を、周辺の商業施設やマンションの整備がまだ進んでいないために、利用者が少なく効果が低いこととしており、周辺施設の整備状況を見ながら公園の施設整備時期について判断するとの説明をしている。しかし、B/Cの計算で使用した世帯数は供用時の世帯数の予測値でなく、B/C計算時の世帯数の実績値を使用しているのであり、その結果、投資に対して2.98倍の便益が出ていることからすれば、現在の世帯数でも十分な効果があると考えべきである。</p> <p>また、見直した整備計画では、公園を開設するための残りの費用は、測量・設計費や基盤・施設整備の合計で3,500万円であり、さほどコストのかかるものではない。</p> <p>公園整備の優先順位はあると思われるが、残り3,500万円で20億400万円の土地を市民のために公園として有効利用できるのであれば、平成23年度以降に整備するのではなく、少なくとも平成22年度までの整備計画とすることを検討すべきと考える。</p>	<p>出島東公園については、監査の意見を受けて整備の前倒しを検討したものの、平成18年度第1回広島市公共事業（建設関係局所管）評価監視委員会において、平成20年代半ばに整備することが対応方針として決定されていたことに加え、厳しい財政状況の下で当時の実施計画に掲げていない事業を実施することは困難であったことから、整備の前倒しはできないと判断し、平成22年度中の整備を見送り、「広島市実施計画2010-2013」（平成22年6月）に盛り込んだ。そして、平成24年度から工事に入っており、早期完了を目指している。</p>

平成 2 2 年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
( 道 路 交 通 局 )

- 1 監査意見公表年月日  
平成 2 3 年 2 月 7 日 ( 広島市監査公表第 7 号)
- 2 包括外部監査人  
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成 2 5 年 3 月 2 6 日 ( 広道自第 1 0 1 3 9 号)
- 4 監査のテーマ  
市有財産の有効活用について
- 5 監査の意見及び対応の内容

未利用地について 元東部自転車等保管所用地 ( 所管課 : 道路交通局自転車都市づくり推進課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>平成 1 9 年の用途廃止後未利用の状態であるが、ごみ埋立てが終わって、約 4 5 年余りが経過しており、土壌改良を行わないと土地の利用が全くできないとも言えないことから、民間へ駐車場や資材置き場等として貸し付ける、あるいは広島市で駐車場や資材置き場等として使用することができないか検討すべきである。</p>	<p>平成 2 3 年 5 月に、庁内の各局等に対して本件未利用地の利用希望の有無についての照会を行い、健康福祉局障害福祉部障害自立支援課から、社会福祉施設用地として社会福祉法人への貸与を検討したいとの回答があった。</p> <p>同課では、本件未利用地の地盤に含まれている廃棄物について、社会福祉施設の建設に支障がないことを確認し、同施設用地として活用することとした。</p> <p>なお、施設整備に係る平成 2 5 年度予算の計上に合わせて平成 2 5 年 2 月 8 日に所属替えを行っており、社会福祉施設は平成 2 6 年度に開設される予定である。</p>